

この納付書で、事業所税を納付してください。

1. 納付場所

区 分	名 称	
銀 行	三井住友・但馬・山陰合同・中国※・ 百十四・みなど	国内の本・支店 ※のある金融機関は一部取扱 ができない店舗があります。詳 細は各銀行にお問い合わせく ださい。
労働金庫	近畿	
信用金庫	神戸・姫路・播州・兵庫・日新・ 淡路・西兵庫・但陽	
農業協同組合	あかし・兵庫南	
漁業協同組合	なぎさ信用漁業協同組合連合会	
信用組合	大阪協栄	明石市内の支店
ゆうちょ銀行 及び郵便局	兵庫県・大阪府・京都府・滋賀県・奈良県・和歌山県内の ゆうちょ銀行及び郵便局	

○市役所またはあかし総合窓口、大久保・魚住・二見市民センターの窓口でも納めることができます。

2. 延滞金について

納期限までに税金を納付されない場合には、次の延滞金額を加算して納付しなければなりません。

納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額(1,000円未満の端数があるとき、またはその全額が2,000円未満であるときはその端数金額またはその全額を切り捨てます。)について年14.6%(当該納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3%)の割合(当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」という。))が年7.3%の割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6%の割合にあつては当該特例基準割合適用年における延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合)とします。)を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければなりません。

3. 確定額の端数計算

税額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数全額又はその全額を切り捨てます。

4. 領収証書は大切に保管してください。

明石市役所市民税課

〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号

電話(078)918-5014(直 通)

(078)912-1111(代 表) 内線 4109